# 工事名 高砂ポンプ場耐震補強工事

# 特記仕様書

四日市市上下水道局

# 第1章 総則

## 第1節 共通事項

- 1. 本工事は、本特記仕様書等に基づき受注者の責任施工とし、現場を実測のうえ、工事に必要な承諾図を提出し、発注者の承諾を得た後、工事施行に着手するものとする。また、特許権や実用新案権等の知的財産権を十分理解し、関係法令を順守するとともに、それらの権利使用等に関しては事前の調査を行い、受注者の責任において対応すること。
- 2. 施工は、特記仕様書による他、日本下水道事業団設備工事一般仕様書に準ずることとする。 仕様書等の優先順位は下記のとおりとする。
  - (1) 打合せ等により決定した事項
  - (2)特記仕様書
  - (3) 日本下水道事業団発行図書
- 3. 受注者は工事目的物を完成させるために必要な工程管理・仮設計画・施工管理・品質管理を 具体的に定めた施工計画書を発注者に提出しなければならない。また、施工計画書を遵守し、 工事の施工にあたらなければならない。施工計画書の内容に変更が生じ、その内容が重要な 場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出し なければならない。
- 4. 受注者は、受注時または完成時における工事請負代金額が5 百万円以上の工事について、工事実績情報システム(CORINS)に基づき、工事実績情報として工事カルテを作成し、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の工事カルテ受領書が届いた際には、その写しを提出しなければならない。提出期限は以下のとおりとする。

受注時は、契約後10日以内とする。

完成時は、工事完成後 10 日以内とする。

登録内容の変更時は、変更があった日から10日以内とする。

- 5. 受注者は、工事が完成し、引渡し完了までの工事対象物の保管責任を負わなければならない。
- 6. 隣接工事または関連工事がある場合は、その工事の請負施工者等と相互に協力し、施工すること。
- 7. 完成検査時等に機器の運転が出来ない等支障がある場合は、受注者は発注者の指示に従うものとする。
- 8. 施工に当たっては、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図ること。
- 9. 工事の完成に際して、工事にかかる部分を片付けかつ清掃し、整然とした状態にするものとする。
- 10. 施工上必要な施設物防護、臨時取りこわし物の復旧及び仮施設等は受注者の負担で行うものとする。
- 11. 当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用 は受注者の責任と費用負担において行うこと。
- 12. 工事施工にあたり、関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を要する場合は、受注者の責任と費用負担において法令・条例等の定めにより、発注者へ報告のうえ実施しなければならない。

- 13. 受注者は、工事請負代金額5百万円以上の工事において、建設業退職金共済制度に加入し、 その掛金収納書(発注機関提出用)を原則として、工事請負契約締結後1ヵ月以内に提出し なければならない。共済証紙購入金額は工事請負代金額の0.5/1000以上とする。なお、他 の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は、理由書(他の退職 金制度に加入していることの証明ができるものを添付)を提出し発注者の了解をもって共済 証紙の購入を不要とすることができる。
- 14. 受注者は、工事目的物、工事材料及び作業員等を工事保険、組立保険、法定外の労災保険、 火災保険、請負業者賠償責任保険(管理財物保証特約を含む)等に必要に応じて付さなけれ ばならない。付保する期間は、工事着手時から工期末に14日以上加えた期間とする。
- 15. 受注者は、工事施工によって生じた現場発生品について現場発生品調書を作成しなければならない。引き渡しを要しないものは搬出し、関係法令に従い適切に処理し、引き渡しを要するものは、指示する場所で引き渡さなければならない。産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、書面により適切に処理されていることを確認するとともにその写しを提出しなければならない。
- 16. 受注者は、施設敷地内へ現場事務所等を設置することが出来るものとする。また、その行政財産の使用にかかる使用料は無償とする。
- 17. 現場代理人、監理技術者、専任の主任技術者は腕章等を着用し、他者からも容易に区別できるようにすること。

## 第2節 特記事項

- 1. 受注者は、現場実測を行ったうえで承諾申請図書を作成、提出し、発注者の承諾を得るものとする。
  - ・既存機器の状況を把握すること。
  - ・既存設備の部分更新であるため、既存設備との整合性や制御方法について十分に注意すること。
  - ・引き渡し後に受注者の故意又は重大な過失により瑕疵が発生した場合は、受注者は自らの負担で対応しなければならない。
- 2.機器の詳細及び配管・配線等の位置、経路、サイズ、本数は承諾図書により決定するものとする。
- 3. 本工事で一部を下請負業者にて施工する場合は、できる限り本市の市内業者を優先させること。
- 4. 本特記仕様書、図面等の間に相違がある場合または図面からの読み取りと図面等に書かれた 数値が相違する場合、受注者は発注者に確認し、指示を受けなければならない。
- 5. 受注者は、稼動の際、機能に支障が出ないよう必要に応じ措置を施すこと。
- 6. その他、指示、承諾事項等を遵守すること。

## 第3節 提出書類

図面 A - 1 (建築工事特記仕様書), A M - 2 (建築機械設備工事特記仕様書) に記載のもの及び下記のものを提出すること。

1. 承諾申請図書 1部

2. 工事打合せ簿 1部

発注者と工事打ち合わせを行った場合は、打合せ簿を提出すること。打合せ簿の記入事項は、 下記のとおりとする。

- ・工事名
- ・打合日時・場所
- ・受注者名
- 打合せ内容
- 3. 完成図書
  - (1)内容

工事完成図(AM-2の記載によるものとする。また、プラント設備に係る図面も収録すること。)

器具等の図面

取扱説明書

保全に関する資料等

※表紙記入事項は下記の通りとする。

発注者名

工事名

工事場所

丁事年度

受注者名(商号または名称のみとする)

(2) 作成要領(部数等については、この特記仕様書の記載内容を優先する。)

現場製本 A3 二つ折り製本

3部

電子データ(CD 等)

2部

厚さ 10mm 程度のケースに入れ提出すること。(電子データは、上記完成図書及び工事完成図の収録内容と同様のものとし、加工等が可能なデータと P D F データを収録すること。)

※完成検査時は、1 部の提出とし、認定後にすみやかに所定の部数を提出することとしてもよい。

#### 第4節 工場検査等

発注者が必要と認める機器類については、製作が完了したとき工場にて発注者立ち会いにより 工場検査を実施しなければならない。工場検査終了後、工場検査報告書に検査試験成績表、使用 計器校正記録、その他検査記録及び検査記録写真等を添付して提出するものとする。発注者によ る立ち会いを省略した場合は、工場自主検査報告書に検査試験成績表、使用計器校正記録、その 他検査記録及び検査記録写真等添付して提出するものとする。小型機器及び汎用機器は、検査試 験成績書を提出するものとする。

(特に発注者が指示した場合は省略することができる。)

## 第5節 試運転

本工事は、現場にて組合せ試験、単体調整試験を行うものとする。別途発注工事との関連、その他の理由で実施出来ない場合は、発注者が承諾したものは、後日可能になったときに行うものとする。

試運転に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、電力、燃料、上水、薬品等は、事前協議のうえ、本市設備からの供給としてもよい。

#### 第6節 随時検査

受注者は、特に完成検査時に確認ができない水中部、埋設部、低所、高所、または完成後直ちに供用開始する設備など完成検査時に確認ができない特殊または重要なものについて、四日市市 検査規程第8条第6項の規定により本市の検査室長が随時検査を求めた場合は、監督員の指示 に従い受検すること。

#### 第7節 環境配慮事項

- 1. 本工事においては、本市の環境方針に基づき環境に配慮した工事施工に努めなければならない。
- 2. 騒音規制法・振動規制法に基づく特定建設作業、三重県生活環境の保全に関する条例に基づく建設作業の実施にあたっては、必要な各種届出を確実にするとともに、近隣への対策を配慮しなければならない。
- 3. 機器の据付等に用いる作業用機械は低騒音・低振動型作業機械の使用に努めること。
- 4. 工事用重機・車輌の使用にあたっては、アイドリングストップや効率的な運転を行い省工 ネルギー、排出ガス削減に努めること。
- 5. 本工事において発生した産業廃棄物は、マニフェスト等写しにより廃棄物の種類、数量、 最終引渡場所等を報告すること。
- 6. 現場にて発生したコンクリート殻はリサイクルし、また、使用する資材についても可能な 限りリサイクル品を使用するように努めること。
- 7. コンクリート工については熱帯材型枠の使用を抑制し、二次製品や代替型枠等の利用により、 熱帯材型枠の使用を極力抑制すること。
- 8. 提出する工事関係書類は、可能な限り再生コピー用紙を使用する等環境に配慮すること。 第8節 個人情報取扱注意事項

この契約による工事の施工者は、工事を施工するに当たり知り得た個人情報について、別紙「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

## 第9節 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成 20 年四日市市告示第 28 号) 第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加 資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

- 2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務
- (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札 参加資格停止等の措置を講ずる。
- ※本建設工事の種類は、機械器具設置工事である。

## 〔別紙〕 個人情報取扱注意事項

## (基本事項)

第1 この契約による工事の施工者(以下「乙」という。)は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。)を含む。以下同じ。)を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

## (施工者の義務)

- 第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者(以下「乙の従事者」という。)は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例(平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。)第11条に規定する義務を負う。
- 2 乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

#### (秘密の保持)

- 第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。
- 2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を 講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (適正な管理)

- 第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。
- 3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。
- 4 四日市市(以下「甲」という。)は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

## (収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を行うために、個人情報を収集するときは、当該 工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

#### (再提供の禁止)

- 第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三 者に再提供してはならない。
- 2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのた

めに必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

## (複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。

## (持ち出しの禁止)

- 第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等(複写又は 複製したものを含む。第9において同じ。)を契約書に指定された作業場所から持ち出してはな らない。
- 2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。
- 3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

## (資料等の返還)

- 第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された 資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲 の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。
- 2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。
  - (1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断
  - (2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕
- 3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事を第三者に請け負わせたときは、 当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなけれ ばならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除 く。
- 4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、 当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

## (研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

## (罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の

従事者に周知するものとする。

## (苦情の処理)

第12 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

## (事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを 知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

## (契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

# 第2章 一般事項

## 第1節 工事目的

本工事は、高砂ポンプ場の雨水棟及び汚水棟について耐震補強改修工事を行い、地震発生時及びその後のポンプ場の安定稼働を目的とするものである。

#### 第2節 総則

本工事は、契約約款、本特記仕様書及び図面からなる契約図書により施工する。

なお、本仕様書に記載されない仕様等については、国土交通省官庁営繕部「公共建築工事標準仕 様書(建築工事編、同建築機械設備工事編、同建築電気設備工事編)」、日本下水道事業団「機械設 備工事一般仕様書(第2章 製作・施工)」及び「電気設備工事一般仕様書」によるものとする。

## 第3節 工事概要

本工事は、高砂ポンプ場の雨水棟及び汚水棟について、耐震壁及び開口閉塞等の施工並びにそれらに伴う設備工事により建物の耐震性能を高めるもので、詳細は契約図書等によるものとする。

## 第4節 共通事項

1. 一般事項

規格、基準等の主な法令は以下に示すとおりである。

- (1) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (2) 日本工業規格(JIS)
- (3) 日本電機工業会規格(JEM)
- (4) 日本水道協会規格(JWWA)
- (5) その他関係法令、条例及び規格並びに日本下水道事業団発刊基準類

## 第5節 留意事項

- 1. 本ポンプ場は、雨水排水及び日永浄化センターへの汚水圧送を目的とする常時稼働中の施設なので、施設の現状を十分把握し、ポンプ場の運営に支障を来たさないよう配慮および協力をすること。
- 2. 工事にあたっては、市監督職員及び本ポンプ場を所管する日永浄化センター職員との連絡を 密にし、工事施工及びポンプ場運営を円滑に行うことができるよう努めるものとする。

# 第3章 建築工事の概要

## 第1節 建築工事、建築機械設備工事、建築電気設備工事

別添の図面 A-1~AE-5 による。以下に概要を示す。

- ・耐震壁の設置及び開口部閉塞。
- ・上記施工中の開口養生。
- ・上記に伴う建具の撤去、取替。
- ・上記に伴う、設備支障移転。
- 汚水棟の対津波用防水板設置。
- ・汚水棟の屋上用タラップ設置。
- ・汚水棟の鋼製シャッター更新。
- 汚水棟の照明器具更新。

# 第4章 プラント設備工事

以下の内容について、別添の図面 PM-1~PE-5 を参考図として施工する。

## 第1節 雨水棟空気圧縮機移設

1. 目的

耐震補強壁の施工の支障になるため、現位置から移設する。

2. 仕 様

項目 仕様

形式 空気圧縮機

駆動装置 3φ×3.7kW×200V×60Hz

数量 2台

- 3. 注意事項
- (1) D 通り既存壁撤去に先立ち、一時撤去及び既存コンツート基礎(700×1200×400)の撤去及び 空気圧縮機の仮撤去を行う。撤去跡は、同壁施工後にモルタル塗仕上げを行う。
- (2) 1 F 1 通り C D 間の耐震壁施工後、その近傍に、鉄筋コンケリート製基礎(700×1200×400)を 新設したうえで、空気圧縮機を据え付ける。
- (3) 移設に伴い、圧縮空気槽への空気配管を新設する(建築用銅管及び圧力配管用炭素鋼鋼管)。

# 第2節 雨水棟圧縮空気槽仮撤去、復旧

1. 目的

耐震補強壁の施工の支障になるため、施工中に一時撤去する。

2. 仕 様

項目 仕様 備考

形式 2 連式圧縮空気槽 概略寸法 高さ 1.8m、幅 0.8m

数量 1台

3. 施工内容

- (1) D 通り既存壁撤去に先立ち、本機器の仮撤去及び既存コンツート基礎(600×2000×225)の撤去を行う。
- (2) 耐震壁施工後に、もとの場所に鉄筋コンケリート製基礎(600×2000×225) を新設し、再取付を 行う。

## 第3節 雨水棟大型水位指示計移設

1. 目的

耐震補強壁の施工の支障になるため、現位置から移設する。

2. 仕 様

項目 仕様 備考

形式 大型指示計

概略寸法 W500×H600×D300

数量 1台

- 3. 施工内容
- (1) D通り既存壁撤去に先立ち、本機器を、1通りCの柱に設置する。
- (2) 上記に伴う電線・ケーブル類、電線管類の更新を行う。

## 第4節 雨水棟空気圧縮機現場操作盤移設

1. 目的

耐震補強壁の施工の支障になるため、現位置から移設する。

2. 仕 様

形式 屋内スタンド形

概略寸法 W500×H800×D400

数量 1面

- 3. 施工内容
- (1) D通り既存壁撤去に先立ち、本機器の仮撤去及び既存コンケリート基礎(600×600×300)の撤去を行う。
- (2) 1 F 1 通り C D 間の耐震壁施工後、空気圧縮機近傍にコンクリート基礎(600×600×300)を打設したうえで、再取付を行う。
- (3) ト記に伴う電線・ケーブル類、電線管類の更新を行う。

## 第5節 配管、電線・ケーブル類、電線管類

- (1) 第1~4節の施工に伴い、各機器に関連する配管、電線・ケーブル類、電線管類の更新を行う。
- (2) 第2節の圧縮空気槽仮撤去中に、雨水ポンプ用ディーゼルエンジン起動のための仮設空気配管の設置を行う。仮設空気管は、既存の発電機エンジン起動用圧縮空気槽から、分岐して取るものとする。
- (3)施工の範囲は、図面を参考とする。

## 第6節 共通事項

- (1) 各機器は、仮撤去中、適切な養生を行い、保管を行うこと。
- (2) ポンプの稼働に密接に関連する機器なので、施工にあたっては、細心の注意を払うとともに、関連する機器の影響についても考慮して施工計画を策定すること。

# 第6章 工事施工等

#### 第1節 工事施工

- (1) 工事施工にあたっては、特に監督員の指示に従い、現地の把握に努めると共に他工事等と も協力し、その使用目的に適した十分な機能を有する優秀な機器を製作し、現地に据付の 上、所定の配線配管工事を行うものとする。
- (2) 工事施工にあたっては、機械的、電気的に安全かつ耐久性にとみ、保守点検が容易なように施工するものとする。
- (3) 本工事に必要な仮設設備・仮設工事は本工事の範囲とする。
- (4) 本工事施工後は、工事現場の清掃を行うこと。
- (5) 本工事を施工するために必要な建設機械その他機器の搬出入は、本工事の範囲とする。
- (6) 本仕様書等で明らかでない部分は、打ち合わせによるものとする。
- (7) 工事に伴う残土は、場外への搬出または場内の適切な場所に敷き均しすることとする。
- (8) 工事に伴う産業廃棄物は、正規の手順にて適切に処理するものとする。

## 第2節 工事範囲

- 1. 第3、4章に記載の施工内容
- 2. 検査・試験
- 3. 試運転・調整
- 4. その他必要事項

## 第3節 施工内容の決定

施工内容の詳細の決定については打ち合わせの上、施工図にて決定する。

#### 第4節 特記事項

- (1) 今回対象建物の外壁塗装下地調整材にアスベスト(レベル3)が含まれているので、施工 にあたっては、関係法令等に照らし、適切な施工や廃材の処分を行うこと。
- (2) 施工は、降雨予想等を考慮して行うこと。なお降雨がある、又は予想される場合は、ポンプ運転を優先するために作業中であっても、その中止を求めることがあるため留意すること。
- (3) 本工事の施工箇所は海岸地域であるため、機器製作、据付及び配線配管工事等にあたっては、塩害による腐食対策を十分考慮したものとすること。
- (4) 工事施工に伴う発生品は、適正に処分すること。アスベストを含有した発生品については、 特に取扱いに留意すること。
- (5) 周辺住民の生活環境に影響を及ぼすおそれのある騒音、振動等を伴う作業は、夜間、休日 (土曜日、日曜日及び祝祭日、年間年始)には行わないことを原則とする。また、騒音、振 動等に対する配慮、調整は受注者の責任において実施するものとする。
- (6) 工事施工に伴い公道等を使用する必要がある場合は、関係各署との調整及び適切な手続き を取り、十分な安全配慮を行うこと。